

特定非営利活動法人権利擁護トーチ個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報保護法にのっとり、特定非営利活動法人権利擁護トーチ（以下、「トーチ」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 この規程は、トーチの従事者（トーチの活動に従事している役職員、支援員、正会員等をいう。以下同じ。）に適用する。

2 この規程は、トーチが現在保有している個人情報すべてを対象とする。

3 従事者及び従事者であった者は、トーチの活動に従事する中で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

(個人情報保護管理者)

第3条 トーチは、個人情報の取扱いに関して総括的な責任を有する個人情報管理者を設置するものとし、事務局長の職にある者をあてる。

2 個人情報保護管理者は、トーチにおける個人情報管理に関するすべての職責と権限を有する。

(利用目的)

第4条 トーチは、個人情報の利用目的をできる限り特定する。

2 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ずに、特定された利用目的に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。

(適正な取得)

第5条 個人情報は、不正な手段により取得してはならない。

(個人情報の正確性の確保)

第6条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(個人情報の管理台帳)

第7条 個人情報管理者は、トーチが管理する個人データの種類、保管場所を明らかにした台帳を作成し、最新の状態に維持するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第8条 個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の安全管理のため、物理的、技術的に適切な措置を講じるものとする。

2 個人情報を含む文書は、施錠できる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、漏えいの防止に努めなければならない。

3 情報機器は適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。

4 個人情報を含む文書の廃棄は、シュレッダー裁断、焼却、溶解等により、完全に抹消しなければならない。

5 個人情報を所定の場所から持ち出す場合は、備付けの持ち出し記録簿に記録し、個人情報保護管理者の承諾を得なければならない。

(個人情報の外部委託)

第9条 トーチは本人に示した利用目的の範囲内で、個人情報を取り扱う業務を委託する
場合がある。委託先には、契約書等において個人情報の取扱いに関する事項を定め、
個人情報の安全管理について必要かつ適切な監督を行う。

(第三者提供の制限)

第10条 あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

ただし、下記各号に該当する場合は、本人の同意なく第三者に提供できる。

(1) 人の生命、身体または財産の保護のために必要で、かつ本人の同意を得ることが
困難な場合

(2) その他法令に基づく場合

(開示)

第11条 トーチは、個人情報の開示請求には、原則として請求者の本人確認書類を添付し
た開示請求書により請求があった場合にのみ応じるものとする。

2 本人確認書類は、個人情報保護管理者が別に定める。ただし、本人であることが
明らかな場合は、省略することができる。

3 次の各号に該当する場合は、個人情報の一部または全部を開示しないことがで
きる。

(1) 本人または第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害する恐れがある場合

(2) トーチの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合

(3) 法令に違反することとなる場合

4 前号に基づき個人情報の全部または一部を開示しない旨の決定をしたときは、
本人にたいしてその旨を通知し、その理由を説明するように努めなければならない。

(訂正等)

第12条 本人から、トーチが保有する個人情報の内容が事実でないとの理由により、当該
個人情報の訂正、追加、または削除(以下「訂正等」という)を求められた場合は、
必要な調査を行い、その結果に基づき当該個人情報内容の訂正等を行うものとし
る。

(苦情の処理)

第13条 個人情報の取扱いに関する苦情の窓口は個人情報保護管理者とする。

2 個人情報保護管理者は、迅速かつ的確に苦情処理に対応しなければならない。

附則

本規程は2021年6月1日から実施する。